

明治前期における小学校の試験

宮 川 秀 一

学制にはじまる明治の小学校が、きびしい試験制度で貫かれていたことは周知の事実である。月々の試験で教室の席次が決まり、六カ月ごとの試験で及落に分けられ、優等生には賞が授与され、飛び級も認められた。四民平等を謳歌する明治の社会では、試験こそ人を選別するもっとも有効な方法として機能したといえよう。

それだけに、やがてこのきびしい試験制度が幼い児童に与える弊害が指摘され、ついに文部省も明治三十三年（一九〇〇）、小学校令施行規則第二十三条において「別ニ試験ヲ用フルコトナク児童平素ノ成績ヲ考査シテ」進級卒業を認めるべきことを定めた。

このように、小学校における試験制度が児童に与える弊害については、すでに早くから論じつくされているが、反面、その試験制度が、とくに明治前期において、小学校の日常の運営、年間のスケジュールに大きな混乱を生ぜしめていたかということは、殆んど論じられることがなかった。それは、この時期の小学校の日常の運営が、個々の学校についてばかりでなく、少くとも郡単位のひろがりをもって、具体的に明らかにされることがほとんどなかったからである。本稿はこれらの点をいささかなりとも明らかにせんとする試みである。

(一) 学制期の試験規則

兵庫県では、権令森岡昌純が自ら議長となって明治九年十二月に開催した教育会議の結果に基いて、翌十年（一八七七）四月五日に「兵庫県小学教則」（甲第五八号）を、五月七日に「兵庫県上下等小学試業法」（甲第七一号）を制定公布した。これは兵庫県におけるはじめての小学教則であ

れるに至っていない。

ついで文部省が明治五年九月七日に制定した小学教則(翌六年五月十九日に改正)は、下等第一級の末尾に「右畢テ大試業ノ上上等小学ニ入ラシム、落第ノ生徒ハ猶六ヶ月第一級ニ置ク」、上等第一級の末尾に「右卒業シ大試業ヲ経テ中学ニ入ル」と記すのみである。「大試業」とあるからには「小試業」もあって然るべきであるが、それはどこにも触れられていない。

この文部省制定の小学教則に対して、東京師範学校制定の小学教則があり、この方が一般に普及していたという⁽³⁾。兵庫県でも明治六年十二月に、県令神田孝平がこの教則を神戸・兵庫の両小学校において試験的に使用した上で、県下一般にこの教則に切り換える予定であることを達しているが、この達⁽⁴⁾に附された師範学校制定の下等小学教則には、凡例に「一毎級卒業ノ者ハ試験ヲ経テ昇級セシメ、落第ノ者ハ猶其ノ級ニ止ムルヲ法トス」とあり、第一級の末尾に「右卒業之後大試験ヲ経テ上等小学ニ入ルヲ許ス」とあるのみで、ここでも定期・全科の二種類だけである。

小学校については先駆的な実績を有する京都府は、『京都府百年の資料 五教育編』によれば、さすがに学制公布以前からの小学教則や試験規則等が豊富であるが、明治八年七月改正の「京都府下小学校則」には

第五章 大検査ハ春秋兩度トス、及第スル者ハ証憑ヲ与フ、知参事校ニ蒞ム

第七章 小検査ハ一年四度トス、学校課ヨリ出張監視スヘシ、其日ハ他校ノ教師參觀スルトモ妨ナシ

但検査当校ノ外ハ休業ニアラス

とあって、大検査すなわち定期試験と小検査との二種類のみである。しかし、その小検査は一年四度とあるから月次試験ではない。ところが『文部省第三年報』所収の京都府年報には、

生徒試験ノ法 毎月一次生徒学力ノ熟否ヲ試験ス、之ヲ月末試験ト称ス、又一ケ年ニ四度ノ小検査アリ、学務課吏員一名之ヲ監視ス、及第ノ者ニハ文部省成規ノ証書ヲ与フ、又春秋兩度ノ試験アリ、之ヲ大検査ト称ス、知参事臨校、学業優等ノ者ニハ賞品ヲ遣ハス等ノ事アリ

とあって、月末試験の存在が判明する。これで月末試験・小検査・大検査の三種となるのであるが、全科試験はまだ登場しない。この全科試験があらわれるのは、明治九年四月に「小学生徒大検査章程」、翌十年三月に「小学校小検査章程」が制定されたのにつづいて「下等小学全科卒

明治前期における小学校の試験

明治前期における小学校の試験

業検査章程」が制定された明治十年十二月である。ここにはじめて月次・定期・全科の三試験が揃うのである。年四回の小検査は京都特有のもので、兵庫にも、これから述べる大阪にも存在しない。

大阪府もまた似たような事情である。『大阪府教育百年史 第二巻 史料編(1)』によれば、まず明治五年(一八七二)五月制定と考えられる「小学規則」⁽⁵⁾では、

第十一章 大試業ハ春秋両度ト定ム、其日ハ知参事臨校、掛官員諸教官從フテ相試験シ、入等ノ者ヘハ証憑ヲ与フ

第十二章 小試験ハ、八校或ハ九校ヲ結ンデ九組トシ、毎日三八五ノ日ヲ以テ一組ツ、ヲ試験ス、^(月)一月ニシテ七十校終ル、仲春秋二度ノ大試業ヲ除キ毎校年中十回ノ試験ヲ遂グ^(マ)

となっている。定期試験にあたる春秋二期の大試業と、月次試験にあたる年一〇回の小試験の二種である。ところが翌明治六年九月改定の小学規則には、

第八章 上下二等ノ課程ヲ卒業スル時ニ方リ大試験アリ、当日知参事臨校、掛官員諸教官從フテ相試ミ、登第ノ者ヘハ其証憑ヲ与ヘ或ハ褒賞

ヲ遣スコトアルヘシ

第九章 小試験ハ一級通熟ノ後、教師ヨリ願出ルヲ待テ之ヲ試ミ、進級ノ者ヘハ其等第幾級卒業ノ試験状ヲ与フ

とあり、ここでは大試験は上下二等の全科卒業試験であり、小試験は進級を決める定期試験となっている。即ち、五年五月の大試業が六年九月には小試験に格下げになり、その上に上下二等の全科卒業試験が大試験の名で登場し、代りに年一〇回の試験が姿を消したのである。

この時一旦消滅した年一〇回の試験がやがて月例試験の名で復活した時、三種の試験が揃うことになる。明治十年五月改正の大阪府小学校則は

第十七条 一月例試験ハ毎月ノ末之ヲ施行ス、当月授クル処ノ学業ヲ試ミ、点数ノ多少ニ依リ席順ヲ定メ、其姓名ヲ各教場ニ揭示ス

第十八条 一生徒ハ毎級ノ学科ヲ踐サルヘカラス、故ニ毎級試験ヲナシ優劣ヲ判ス、^(七)最モ試験ノ度数ハ一年二回トシ、之ヲ階級試験トス、本

日学区取締・学校世話掛出席ノコト

第十九条 一大試験ハ已ニ卒業セン諸科温習ノ力ヲ見ル者ニシテ、上下各二等ノ課程ヲ卒業スル時ニ方リ大試験ヲ施行ス、当日府官学区取締

諸教員從ツテ相試、親族其他有志ノ者來觀ヲ許シ、其受験生ニハ褒賞ヲ遣スコトアルヘシ

と規定した。月例試験・階級試験・大試験の三種である。

こうして、京都でも大阪でも兵庫でも明治十年には、名称には差があるものの、月々の試験、年二回の進級試験をして全科卒業試験の三種の試験が確定した。明治十年は、京都のように学制以前から小学校を発足させていたところは格別として、学制公布によってはじめて小学校を設立したところでは、その創設は多くは明治六年四月であったから、最初の下等全科卒業生を出すのは十年三月となる。ただし実際には全科卒業試験が五月にずれ込んで十年五月になったと考えられる。現に兵庫県川辺郡の伊丹小学校でも、最初の下等全科卒業生九名(男七、女二)の卒業は明治十年五月十五日であった。⁽⁷⁾ 下等小学校の全科が揃ったのに時を合わせるように試験制度が整備されてきたことになるのである。

(二) 明治十五年の試験規則

兵庫県では、この明治十年の小学試業法に代って登場するのが、明治十五年(一八八二)十二月二十八日公布の「兵庫県小学生徒試験規則」(甲第一四二号)である。明治十三年の教育令改正にもなう措置であった。文部省は、前年の教育令において小学校については県に一任したのを修正して、文部省がまず大綱を示し、それにもとづいて県が諸規則を制定することにしたのである。文部省の示す大綱と県の制定した規則との関係は表1の通りである。兵庫県は文部省の示す小学校教則綱領にもとづいて兵庫県小学校教則を制定し、その教則にもとづいて兵庫県小学生徒試験規則を定めたのである。

明治前期における小学校の試験

表1 文部省布達と兵庫県布達

年月日	文 部 省 布 達	年月日	兵 庫 県 布 達
明14. 1.29	1号 小学校設置ノ区域并校数指示方心得	明15. 2.16	丙4号以下 小学校設置区域並ニ小学校数別冊ノ通り制定
14. 1.29	2号 学務委員薦挙規則起草心得	14.11.14	甲176 学務委員薦挙並任免規則
14. 1.29	3号 就学督責規則起草心得	15. 1.24	甲26 就学督責規則
14. 1.31	6号 小学校教員免許状授与方心得ノ事	14.12.23	甲115 町村立私立小学校教員免許状授与規則
14. 5. 4	12号 小学校教則綱領	15. 2.28	甲45 兵庫県小学校教則
14. 5.21	17号 小学校生徒試験ノ儀ハ小学校教則綱領ノ旨趣ニ基キ其区別及方法取調伺出ベキ事	15.12.28	甲142 兵庫県小学生徒試験規則

明治前期における小学校の試験

この新しい試験規則においても、月次・定期・卒業(全科)の三種の試験に変わりはないが、その実施方法については細部に至るまでこまごまと規定している。第一章試験総則につづく第二章試験程度のごときは五六ページにおよぶ条文と表三葉からなり、まさに微に入り細をうがつの感があるが、さらに第三章試験採点法、第四章試験教師撰挙法、そして最後に第五章試験者心得までついている。

試験教師撰挙法とは、試験総則に

第十四条 月次試験ハ該校教員之ヲ執行スヘシ

第十五条 定期試験及ヒ卒業試験ハ試験教員之ヲ執行スヘシ

第十六条 試験問題ハ月次試験ヲ除クノ外総テ試験教員協議ノ上之ヲ撰定スヘシ

とあるのにもとづく。郡区役所においては部内を数区に分けて試験教師撰挙区域とし、一区域ごとに試験教師五名ないし三名を選挙するのである。この場合「補助員授業生ハ撰挙被撰人ノ数ニ入ラサルハ勿論タルヘシ」と規定されている。⁽⁸⁾

また、定期試験の際には郡の学務担当書記・学務委員及び巡回訓導が臨監することになっており、卒業試験には上記の人員の外にさらに県の学務課員が加わることになっている。この臨監と試験教師による試験のため、定期・卒業両試験は学校独自に実施することができず、すべての指定する日割に従って行わねばならなかった。このことが後述する如きやっかいな問題を生じさせることになるのである。

(三) 明治十七年の試験規則

—十一月始業と卒業・修業の分離—

ついで翌々十七年(一八八四)九月、試験規則が改正された。明治十五年制定の兵庫県小学校教則および小学生徒試験規則を廃止して、校則・教則・試験規則を一本にした「兵庫県小学校規則」(甲第八五号)が制定されたのである。幼学綱要の下付を前⁽⁹⁾にして忠孝彝倫を高々と掲げた教則である。その冒頭に「第一章 教養ノ目的」を設定し

第一条 小学校ハ忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ学齡児童ニ普通ノ学科ヲ授ケテ国家ノ良民タラシムルニ在リ

とする。「忠孝彝倫ノ道ヲ本トシ」は明治十六年七月六日の文部省達第一二号「府県立師範学校通則」の第一条に示されており、それにもとづ

いて同年十一月十四日に改定された「神戸師範学校規則」(戊第二三三号)に倣ったものである。⁽¹⁰⁾

この小学校規則は試験制度に関連して重大ないくつかの規定を残している。まず第一に、

第七条 学年ハ十一月一日ニ始マリ翌年十月三十一日ニ終ル、之ヲ分チテ前後ノ二学期トス、前学期ハ十一月一日ニ始マリ翌年四月三十日ニ終リ、後学期ハ五月一日ニ始マリ十月三十一日ニ終ル

とある。後述する試験期日の混乱と関連して極めて重大な規定である。これまで小学校教則や小学校規則は数多く知られているが、不思議なことに学年・学期の開始の時期を明示した規則や教則は、明治初期にはきわめて稀である。ただわずかに前期定期試験・後期定期試験の期日から考えて、前期の開始が秋であり、後期のそれが春であること、さらに伊丹小学校日誌明治十三年四月一日の項に「本日ハ定期入学日ニ付」、十月一日の項に「本日より十五日迄該校規則之通入学ヲ免ス」⁽¹¹⁾とあるのによつて推測していたにすぎない。ところが最近明治十六年五月の日付をもつ「兵庫県播磨国揖東郡公立小学校々則」第四条に

一 学年ハ十月一日ニ始リ翌年九月卅日ニ終ル、又之ヲ分テ前後二期トシ、前期ハ十月一日ヨリ翌年三月卅一日ニ至リ、後期ハ四月一日ヨリ九月卅日ニ至ル

第十三条に

一 入学期日ハ毎年四月十月の両度トス
と明示してあるのを知つた。⁽¹²⁾

明治十六年まで十月一日が学年の始まりであつたことは間違いない。それが十一月に変更になつたのである。これが直ちに実施されていたことは伊丹小学校日誌に、明治十七年の前期以降は、十一月と五月とが新入学生の受入れ月となつてゐることも明らかである。この問題については後に論ずることにする。

第二の重大な問題は第五章試験規則にある。

第十七条 小学生徒ノ試験ヲ分テ月次試験・定期試験トシ、更ニ定期試験ヲ分テ修業試験及卒業試験ノ二トス

第十九条 修業試験ハ前後二学期ノ終ニ於テ各等科第二級以下ノ生徒ニ之ヲ施行シ、該学期間ニ学習セシ所ノ学科ノ成績ヲ判シ、以テ級ノ進

明治前期における小学校の試験

否ヲ定ムルモノトス

第二十条 卒業試験ハ前後二学期ノ終ニ於テ初等科若クハ中等科若クハ高等科ノ第一級ヲ卒業スヘキ生徒ニ之ヲ施行シ、該学期間ニ学習セシ
所ノ学科ノ成績ヲ判シ、以テ該等科卒業ノ当否ヲ定ムルモノトス

この三カ条によって、二つの事実が判明する。一つは、これまで各等一級生は一級の定期試験を受け、これに合格した上でさらに全科卒業試験を受けねばならなかった。それが、全科(卒業)試験を定期試験の中に包括して、定期修業試験と定期卒業試験との二種の定期試験とすることによって、各等一級生は定期卒業試験だけを受ければよいことになったのである。定期修業試験は各等二級以下の生徒が受けることになる。

この改正規則が実施される直前の定期試験と全科試験とを伊丹小学校日誌によって見ておこう。明治十七年は四月二十六日から二十八日まで前定期試験実施、同二十九日から三日間試験休暇となる。ところがこの定期試験に合格した初等一級二人、中等一級六人は「休業無之昇校授業有之事」とある。一カ月後に実施される全科(卒業)試験に備えての特訓のためである。「全科両室は前々より之通、夜十時過迄大勉強アリ」「全科不相変夜十一時迄授業有之」との記事が続く。こうして五月二十八日の全科試験に無事合格して初等全科・中等全科の卒業となる。

一カ月の間隔において同一級の定期と全科と二重に試験を受けるといふ無駄がこの改正によって省かれることになったのである。一級生の負担は著しく軽減することになる。

もう一つの事実は、学制はじまって以来はじめて「卒業」と「修業」とが分離されたことである。これまで六カ月ごとの試験に合格すれば、何級であってもすべて「卒業」と称した。証書も「初等第六級卒業候事」から始まって「初等第一級卒業候事」となり、その上に重ねて「初等全科卒業候事」となっていたのである。それが「卒業」と称しうるのは各等第一級の定期卒業試験に合格したものだけとなり、各等第二級以下の生徒は定期修業試験に合格して「第何級修業」となるのである。この新規則に示された証書の書式も第一号が「小学中等科第何級修業候事」、第二号が「小学中等科卒業候事」の二本建になっている。今日の常識となっている「卒業」と「修業」との区別は、この十七年の改正規則によつてはじめて確立されたのである。

ただし、この十七年の教則改正は、管見の及ぶ限り他に見られない兵庫県独自のものである。兵庫県のように幼学綱要の下付に合わせて教則を改正したというのは、『文部省年報』を繰っても他府県にはみられない。したがってここにあげた「卒業」と「修業」との分離の問題も、他

府県ではどのようなようになってきているのかは、今後の課題として遺さざるをえない。

(四) 小学生徒比較試験

以上述べてきた三種の試験の外に比較試験なるものがあつた。いつから始まつたものかはわからないが、すでに明治十年五月十九日に川辺郡在勤学区取締久保松照映が各校教員宛に

各校生徒学業比較試験^(マ)検方法可相立心得候間其御心得ヲ以御教示有之度候、自然其節同級ニテ甲巒乙巒生徒優秀有之時ハ教員精不精眼前ニ相顕可申候間御心得迄申進置候間、猶御憤発教示御注意可被成候

(『伊丹教育史料』五五ページ)

と注意を発している。各校生徒の学業比較試験が計画されていること、これが実施されると学校間の優劣が明らかになり、それは教員の精不精のあらわれとなるからと、大いに憤発を促しているのである。その一カ月後の六月十一日に兵庫県第五課が「今般播磨国に於て淡路撰津播磨上等生徒学力比較候処別表之通に付及広告候也」として、五月上旬に実施された比較試験の成績一覧を掲げている。⁽¹³⁾

播磨国の何処で行われたのかわからないが、参加しているのは撰津一校一〇人、淡路六校一六人、播磨一校七三人、計九九人の大懸りなものであつた。前年八月二十一日に飾磨・豊岡両県と淡路島とが兵庫県に統合されて、いわゆる第三次兵庫県が成立して間もない時期に、しかも通常では下等全科卒業生がこの年五月に出たばかりの時期に、上等小学科生徒を対象にしたこのような比較試験が行われたことは注目すべきであらう。上等小学生徒を対象としているが、下等小学一・二・三級生も一九人が加わっている。いまこの分析は差控えるが、これが兵庫県では最初の比較試験といえよう。

県が実施するこのような大規模な比較試験は爾後見られないが、郡単位あるいは数郡連合の形で、明治十五、六年頃から盛んに見られるようになる。

川辺郡における最初の比較試験の計画は、明治十三年十二月十日、川辺郡長児島晴海が「競進会概則」という案文を作成して「精々尽力有之度」と伊丹小学校宛に出したものである。恐らく郡下各校に出して検討を求めたのであろう。その概則によれば、大会は一年一会、小会は一年三会とし、十四年一月初旬から中旬にかけて小会を、四月初旬に大会を開く予定となっている(『伊丹教育史料』一二二ページ)。しかし、伊丹小学

校日誌を見てもこのような競進会が行われた形跡はない。それどころではなかったのであろう。

児島が競進会概則を各校に送った十三年十二月は、二十八日に教育令が改正され、教育行政の末端における郡長の役割が重くなり、にわかには多忙となったものと考えられる。したがって児島は改正教育令に基く諸改革——新しい小学区の制定(明15・2・10)・新教則の制定(明15・2・28)等、表1参照——が一段落した明治十五年四月二十日、あらためて「川辺郡教育共進会規則」を制定した(『伊丹教育史料』一四四ページ)。「競進会」は「共進会」に改められた。この教育共進会規則は川辺郡教育会規則・同教育会議事規則と一体となって出されたものであった。したがって教育共進会は教育会の重要な行事として、教育会の開催と並行して行われることとなった。

川辺郡教育共進会規則によれば、川辺郡教育会が三分会に分かれ、三分会の区域ごとに毎年一回共進会を開催することになっており、時宜により各部連合の共進会をも開くというものであった。

同年五月川辺郡教育会が開かれ、月次試験における隣校立法⁽¹⁴⁾、月次・定期・全科三試験の優等生賞与法等の決議とともに、共進会の期日は毎年十月と決めた(『伊丹教育史料』一四五ページ)。伊丹小学校の所属する第二分会では、十月十三・十四両日に教育会が開かれ、ついで翌十五日に第二分会内一六校の共進会が行われた。試験は中等の三級と六級および初等二級の三級が対象で、分会内一六校から選ばれた受験生は中等三級四名、同六級七名、初等二級一二名の計二三名である。外来の教員・学務委員・父兄の参観人およそ七〇名、生徒参観人四〇人ばかり、当地の参観人は却って少く、生徒を含めてようやく十数名であった(『伊丹教育史料』二六一ページ)。

ついで翌十六年六月十日には各部連合の共進会が伊丹小学校で開かれ(試験対象は中等二級と初等一級)、規定より遅れて十二月には、十六日に第三分会の共進会が紫合^{ゆうだ}小学校で、二十二日に第二分会の共進会が伊丹小学校で行われた(対象はいずれも中等四級と初等一級生)(『伊丹教育史料』一六八・二六六ページ)。

明治十七年一月には共進会規則が改正されて「川辺郡小學生徒学術競進会規則」となった。再び「競進会」にもどった。その第二条に

本会ハ毎年二回、即前後定期試験後之ヲ開ク、其開期ハ郡長之ヲ命ス

但時宜ニヨリ全郡ヲ三部ニ分チ開会スルコトアルベシ

とあるように、全郡一体の競進会を主体とするものであった。その他試験問題は郡長が発すること、試験掛・採点掛・庶務掛・生徒掛等職員

業務分担や、賞品授与式についてまで規定している(『伊丹教育史料』一六九ページ)。

ところが、この改正規則にもとづいて開催されるべき同年の前定期試験後に該当する五月には、次に述べる摂津国一区五郡の連合競進会のために、川辺郡の競進会は実現しなかった。同年後定期試験の後も、郡中全教員の一月に亘る教員講習会が予定されており、その準備のために競進会どころではなかった。明治十八年にいたってもこれが実施されたことは伊丹小学校日誌には見えない(明治十九年は伊丹小学校日誌そのものが欠けている)⁽¹⁵⁾。

数郡連合の競進会として、「摂津国一区五郡小学生徒比較奨励会規則」が、惣代の神戸区長から県に伺い出されたのは明治十七年三月二十四日、認可は三月三十一日であった。摂津国一区五郡とは神戸区と八部・菟原・武庫・川辺・有馬の五郡をいう。毎年一回、各郡区が会場を廻り持ちで開設することになっている。出場生徒の選択指名、試験問題の選定も郡区長の権限であった(『伊丹教育史料』一七五ページ)。

その第一回が神戸小学校において五月五日に行われることになったのである。川辺郡からの出席生徒は、郡長指名の高等四級生四名、抽籤で選ばれる中等二級生および同三級生五名ずつ、計一四名、地域的には川辺郡の南部四名、中部四名、北部六名であった(『伊丹教育史料』一七六ページ)。

試験前日の五日四日、全郡の出席生徒ならびに郡吏・学務委員・教員ら伊丹小学校に集合して打合わせ、午後一時、生徒一四人は馬車三輛に分乗し、掛り員は各自人力車で出発した。試験の結果についての記録は欠けている(『伊丹教育史料』二六九ページ)。

このころから比較試験は郡部の方に拡がっていく。『兵庫県教育雑報』によれば、明治十七年七月十三日には「摂西郡生徒比較試験規則」の何が県の指令を得、同月十七日には揖東郡も同様指令を得ている(『教育雑報』⁽¹⁶⁾一五号)。同年八月一日には、但馬国各郡長総代として出石気多郡長が「但馬国小学生徒比較試験方法」を伺い出ている。「生徒ノ学力ヲ比較奨励シ教育ノ旺盛ヲ計ラン為メ当度限り比較試験施行致度」とあるから、一回限りのものであったが、但馬国八郡の連合競進会として注目される(『教育雑報』一七号)。この比較試験の会場は豊岡中学校に開設され、出席生徒は中等五級一三人、初等三級二五人であった(『教育雑報』二〇号)。

また、同年九月に実施された氷上郡の比較試験では、出席生徒は中等一級四名、同五級五〇名、その選出方法は、中等一級は毎校現員の二分の一を、同五級は毎校現員の六分の一を選んだという(『教育雑報』二〇号)。この氷上郡の比較試験については、その試験問題をも含めて詳細

明治前期における小学校の試験

な内容が『兵庫県教育雑報』二三号・二四号に報告されている。⁽¹⁷⁾

(五) 学制期の試験の実態

以上、学制以来の小学校における試験について、試験規則にもとづいて説明してきた。以下は、この試験が教育の現場においてどのように行われ、どのような問題を惹起していたかを考えてみたい。

明治八年(一八七五)三月の県達第廿七号は、県下における試験実施の日程を示した最初の史料と思われるが、それには

小学生徒五級以上試業之節令参事監視候ニ付日割試場并当日心得左之通相定候条此旨相達候事

明治八年三月十七日

兵庫県令神田孝平

とあって、このあと試場当日心得と試場日割がつづく。その試場日割は次の如くである。

一区二区五区	四月一・二日	師範伝習所
七区八区	四月四日	西宮学校
九区十区十一区	四月六日	正業学校
十二区	四月七日	伊丹学校
十四区十五区	四月九日	広根学校
十六区十七区	四月十一・十二日	三田学校
三区四区	四月十三日	老松学校

この県達をうけて第十四区区长紫合左一郎は、九日午前七時に会議所において生徒の試験があり、県官が派遣されて来るので、各村戸長・教員・学校世話懸は午前六時に袴羽織着用で出頭すること、見学者も礼服用のことを村々に達した(『伊丹教育史料』三八ページ)。試験日割では九日は広根学校となっているのに、区長の達しに会議所とあるのは、当時区会議所(役場)は小学校に同居しているのが普通であったからである。

ところで、この県達の冒頭に「小学生徒五級以上試業」とあるのは、すでに述べたように、学制公布以後小学校を開設したのは、早いところでも明治六年四月であるから、この時下等八級に入学した生徒は、順調に進級すれば明治八年三月には下等五級を終えることになっている。いわば当時の小学校の最高学年である。この下等五級生が昇級試験を受けて四級に進むのであるが、これは昇級試験であるから県の参事が臨監するというのである。その県参事の巡回の日程に合わせて試験の日割を決めたのである。それが、早いところでは四月一日、遅いところでは四月十三日、約半月の差がある。三月に五級を卒えるべき生徒が、県官の巡回の都合によって、すぐには昇級試験を受けることができず、半月近く待たされることになる。ここにまず試験制度の一つの問題が存する。

次に、下等小学の全科がはじめて揃い、最初の下等全科の卒業生が出る明治十年三月に焦点を合わせてみよう。同年三月二十九日、学区取締久保松照映が「本年前期試験日割左之通」として表2の如き日割表を廻している(『伊丹教育史料』五一ページ)。「本年前期」とは、明治九年十月から翌十年三月までの学期のことであるから、「前期試験」とは、この学期の終りに受ける昇級試験(既に述べた定期試験である)のことで、これに合格して四月から一級

明治前期における小学校の試験

表2 明治10年前期定期試験日割表

(校名) 9 区			(校名) 11 区			(校名) 12 区		
	月	日		月	日		月	日
正業	4	4	富島	4	13	田能	4	17
琴浦		5	衛正		14	有明		
橘園		6	神崎		15	大塚		18
月池		7	弘明		16	伊丹		19
城東		8				喜多		20
大物		12						21

(校名) 13 区			(校名) 14 区			(校名) 15 区		
	月	日		月	日		月	日
加茂	4	22	荻池	4	26	稲谷	4	28
小戸			新野			小浜		
広山		23	昆陽		27	安倉		
山本		24	寺本			中筋		
荒牧		25	堀					

(校名) 10 区		
	月	日
愛真	4	29
塚口		30
保性	5	1
同分校		

上に進むのである。したがってその定期試験は当然学期の終り三月末までにすませておかねばならない性質のものである。ところが、久保松から廻って来た定期試験の日割表によれば、一番早いところ(正業校)で四月四日、一番遅いところ(保性校)では五月一日となっている。県官の臨監を待つために本来の予定より一月も遅れているのである。

四月は「入学定月」であるから、一方では新入生徒がどんどんやって来るであろう。それなのに進級すべき上級生が進級できないで一カ月も待ちぼうけを食っているのである。この一カ月の新旧生徒のトラブルがどう処理されていたのか、それを語る史料はない。

問題は一カ月では解決しない。下等二級以下の生徒は、たとい一月遅れても、この定期試験を受けて合格すれば、直ちに一級進んで事は解決する。ところが下等一級生は、下等一級の定期試験に合格した上で、さらに下等全科の卒業試験を受けねばならない。これは下等一級生のみが受ける試験であるから、受験生は少数であるが、それでも県の学務課員三沢立功が臨監することになっているので、これまたその巡回の日程に合わせて試験の日割をしてもらわねばならない。五月十日、久保松照映から達せられた下等全科試験の日割は次の如くであった(『伊丹教育史料』五三ページ)。

五月十二日	第九区
十三日	第十区 保性校
十四日	第十二区 伊丹校
十五日	第十一区 弘明校

三月に卒業すべきものの卒業がこうして一月半も遅らされたのであるが、伊丹小学校についてはさらに念入りに、県官の都合により直前になって一日延期となり、最終的には五月十五日となった。こうして伊丹小学校最初の下等全科卒業生九名の卒業は五月十五日となったのである(當時は試験終了後すぐに卒業証書の授与が行われていた)。

同年の後期の場合も同様であった。後期は四月に始まり九月に終るのであるから、本来ならば九月中旬に定期・全科の両試験を完了しなければならぬ。学区取締久保松照映は八月二十四日各校宛に出した通達の中で「請フ、毎校学齢人員ヲ相調就学セシムルノ見込書ヲ来九月中旬定期試験、巡回之砌迄ニ認め置レ度」(『伊丹教育史料』六二ページ、傍点筆者)と書いている。九月中旬に定期試験を実施するつもりであったことを示し

ている。当然のことである。

しかるに、それがどう変っていったのであろうか。後定期試験の日割は表3に示した。その表に見る通り、やはり遅れて十月十五日から同月二十四日に及んでいる(『伊丹教育史料』六四・六八ページ)。それにもなつて後期の全科試験も第十二区の伊丹小学校が十一月十七日、第十四区の広根小学校が同月二十一日であった(『伊丹教育史料』六六・六八ページ)。二カ月の遅れである。

はじめて下等全科が揃い、試験制度もようやく月次・定期・全科の三種が整つた明治十年にして、すでに学校の年間スケジュールに大きな狂いが生じていたのである。このような狂いが、殆んど修正されることなく日常化し、時にさらに拡大する。明治十一年の前期全科試験の如き、六月十五日から同月二十二日となっている(『伊丹教育史料』八四ページ)。三カ月近い遅れである。

(六) 伊丹小学校独自の教則による試験

明治十二年(二八七九)九月二十九日、教育令が公布された。この時伊丹小学校(私立)⁽¹⁸⁾は新しい独自の教則を作り、同年十月からこれを実施した(伊丹小学校沿革誌)。それは、これまでの下等小学を簡易科と改め、上等小学を進級科と称し、六カ月一級の八級制を改めて一カ年一級の四級制すなわち学年制を採用したユニークな教則であった。簡易第四級から第一級へ四カ年、進級第四級から第一級へ四カ年となる。十月からの実施であるが、学年始めは四月であったから、本格的に新しい体制に移るのは翌十三年四月からということになる。

伊丹小学校ではこの新制度への切替えが行われた明治十三年一月から「伊丹小学校日誌」が書き継がれてきた。この日誌によつて一年間の試験の実施状況をたどっていくと、年間スケジュールが完全に正常化しているのである。念のため十三年四月から十四年三月までの試験日程を表4に示した。明治十四年度も全く同じである。異なるのは唯一つ、簡易全科試験を一カ月遅らせて明治十五年三月二十四日に行っていることぐらいである。

明治前期における小学校の試験

表3 明治10年後期定期試験日割表

(校名) 15 区		(校名) 14 区		(校名) 12 区											
月	日	月	日	月	日										
10	15	紫合 阿古 山 下 広 多	上原 明九 黒川 赤松 平野	10	16	伊丹 喜多 塚 御 有	10	22 23							
									17	18	19	24			
													18	19	24

明治前期における小学校の試験

明治十五年一月、私立伊丹小学校は公立小学校となり、且又、二月には、十三年の改正教育令にもとづく新しい兵庫県小学校教則が制定されたので、伊丹小学校も独自の教則を廃止し、県の制定した新しい教則にもとづく普通の公立小学校になった。その結果は、再びスケジュールに大幅な狂いを生じさせることになった。

この事実によって、このような試験日程の狂いの原因が何であったかが判明するであろう。伊丹小学校が独自の教則によって学年制をとったために、定期試験が一度ですむようになっただけでなく、これによって余裕もでき、昇級を判定する定期試験を十二月中にすませている。この時期の伊丹小学校日誌を見ると、月次試験でも定期・全科試験でも、他校と連合して実施している気配はない。独自の教則を使用していたために他校との合同が困難であったのであろう。定期・全科の両試験にしても、郡吏員の臨監は行われているが、これも伊丹校単独である。県や郡の都合によって日程が決められることなく、伊丹小学校は自らの計画によって事をすすめることができたからであろう。

(七) 再び試験日程の混乱

明治十五年(一八八二)一月に公立学校になっても、伊丹小学校は同年三月までは旧制の簡易科・進級科体制を維持していたから、三月二十四日には予定通り全科卒業試験を実施した。ところが四月に入って完全に公立学校の体制になると、とたんに日程に狂いが生ずる。三月の全科卒業試験の次に来る後期定期試験が二カ月も遅れて十一月十二日から十四日までとなる。月次試験もまともに行われていない。これ又前期の開始される明治十五年十月から後期の終る十六年九月(実際は十二月)までの一年間のスケジュールを表5に示しておこう。

表4 独自の教則下における伊丹小学校の試験日程

明13.	4. 27 ~	月次試験
	5. 28 ~ 6. 1	月次試験
	6. 25 ~ 28	月次試験
		(7月, 8月は試験日なし)
	10. 2 ~ 6	月次試験(9月分)
	10. 27 ~ 29	月次試験
	11. 24 ~ 26	月次試験
	12. 16 ~ 17	定期試験
明14.	1. 25 ~	月次試験
	2. 15	簡易全科試験
	3. 3 ~ 4	月次試験(2月分)
	3. 30 ~ 31	月次試験

驚くべきことに、月次試験を年間わずかに六回しか実施していない。しかも、そのうち四回までが月遅れの実施である。たしかに毎月確実に実施することは困難であろう。大阪府小学教則(明五年五月)は、小試験(月例試験)は春秋二度の大試験の月を除いて年に十回と規定しているし、又同じ大阪府の小学試験法が、明治十一年の改正において「月例試験ハ該月或ハ隔月修メタル学業ヲ試ミ」としたこと、毎月確実に実施することの困難を知ったからであろう。その困難の点を割引いても、年六回では「月次」の名に値しない。学区取締久保松照映が教員への訓示の中で「差詰教育道障害ノ課目左ニ認ム」として六カ

明治前期における小学校の試験

表5 伊丹小学校における試験日程の狂い

	月	日	事	項	
明15 前期	10.	2~	15	本月1日(但し1日は日曜日)より15日まで入学日	
	10.	15		第2分会内16校教育共進会	
	11.	12~	14	本年後定期試験	
	11.	15~	17	試験休み(注)	
	11.	18		各級組替, 席替, 担任決定	
	12.	20~	21	月次試験(前期はじめての月次試験)	
明16. 後期	3.	5~	6	月次試験(2月分)	
	4.	2		本日より入学請付	
	4.	5~	6	月次試験(3月分)	
	4.	30~5.	2	本年前定期試験	
	5.	3~	5	試験休み(6日は日曜日)	
	5.	7		本日より開校, 多分ノ入学ニ付姓名札取足ス	
	5.	10		前定期試験后及ヒ這般入学生合シテ現在生略一覽表及受持教員配置	
	5.	28		本年前期全科卒業試験	
	5.	29		本日より受持改正	
	6.	7		10日県令臨場ニ付前拵ニテ大多忙	
	6.	8		来ル10日全郡教育共進会本校ニ於テ執行ニ付, 前拵之為本日より11日迄休業	
	6.	10		全郡教育共進会	
	6.	25~	26	月次試験(5月分)	
	7.	30~	31	月次試験	
9.	13~	14	月次試験(8月分)		
前期	10.	1		本日より15日迄入学日なり	
	10.	28~	30	本年後定期試験	
	10.	31~11.	2	試験休み(11.3天長節, 11.4日曜)	
	11.	5		本日より授業初メ, 名札組替, 各科受持決定	
	12.	5		本年後期全科卒業試験	

(注) 本来ならばここに後期全科卒業試験が入る筈であるが、たまたま各科とも1級生欠如のため全科試験は欠のまま。

明治前期における小学校の試験

条掲げた中の第一条に「月並試験ヲ致サス定期試験之際俄ニ採点表ヲ製シ差出スル者」(『伊丹教育史料』八六ページ)をあげたのは、明治十一年の十月頃であった。月次試験が守られないのもすでに日常化していたのであろうか。この原因を「月並試験ヲ致サス」云々と教師の怠慢にのみ帰することはできないようである。

定期・全科両試験の遅れもますますひどくなり、十六年後期の全科試験に至っては、ついに十二月五日となっている。三カ月の遅れである。この遅れがどのような影響を与えているかを考えねばならない。

新入生徒の入学定月は学期はじめの十月と四月とである。今日とちがって一斉に入学するのではなく、伊丹小学校では一日から十五日までを入学定日としていたから、その間随時に入学して来たのである。ところがその時期にはまだ定期試験も全科試験もすんでいない。卒業すべき生徒が卒業してないので、手の空いた教師はいない。各自バラバラに入学して来る新入生徒を誰が掌握し指導するのであろうか。伊丹小学校では臨時に補助員を雇って急場をしのいだ場合もあった。補助員は下等全科を卒へたばかりの卒業生である。後年伊丹町における女子教育の功労者として、その死に当って町葬を以て報いられた山下きくは、このような臨時補助員として雇われたのが教育者としての第一歩であった。

明治十六年三月制定の川辺郡町村立小学校規則第二章第二条には「入学スベキ期限ハ春秋定期試験後十日以内トス」とある(『伊丹教育史料』一五六ページ)。定期試験は全生徒が受ける試験であり、全科試験は第一級生のみ(これは極く少数である)であるから、定期試験さえ済めば、全科試験が残っていても、クラスの編成替えを行い、新しく担任割当をして新入生のため担任を生み出すことは可能である。この小学校規則の規定はたしかに合理性をもっている。この制定が明治十六年であるところから、すでにスケジュールの混乱が日常化している現状をふまえて、入学定日を明記せず、このような表現にしたのであろう。

しかし、全科試験の受験者がいかに少数であっても、定期試験から全科試験まで約一カ月、すでに述べたように連日深夜までの特訓が行われ、そのため担任の手は空かないのである。全科試験が終わってはじめてこの担任に新しい任務が与えられる。

姫路城南小学校の訓導倉賀野胤正はその授業日誌で述べている。

明治十六年五月十六日、我城南校卒業試験ヲ行ヒ、各其免状ヲ授与セリ、是ニ於テ余ノ昨年来受持ツ所ノ生徒ハ皆小学全科ヲ終リ本校ヲ去ルヲ以テ、余ハ是ヨリ初等六級戊生ヲ教授ス

抑モ此生徒タル新入生ニシテ、昨今入校セシモアリ一二月前ヨリ入校セシモアリ、其学力年齢智識区々様々ニシテ真ニ授業上大困難ナル生徒タルベシ、豈注意セサルヲ得ンヤ

五月十七日ヲ以テ始テ其教場ニ臨ミシニ、纔ニ父母ノ膝下ヲ離レ始メテ校舎ニ入リシモノナレバ数十ノ衆童皆惴々焉トシテ恰モ鄭姜寤生ト大隧中ニ誓ヒ三良穆侯ニ殉シ其穴ニ臨ムカ如シ⁽¹⁹⁾(下略)

五月十六日に卒業試験がすんで、その翌日はじめて倉賀野は新入学生徒の担任として教壇に立ったのである。その新入学生は「一、二月前ヨリ入校セシモアリ」とある。入学定月の四月に入学したこれら新入学生は、一月半後の五月十七日にはじめて担任にめぐり会えたことを物語っている。

伊丹小学校でも、定期試験後一旦新しい学級編成を実施し、全科試験の済んだあとで再び担任の変更を行っている場合がある。結局全科試験が終つてはじめて本格的な授業体制となるのである。新入学生は十月・四月の定日に入学しても、全科試験がすむまで二カ月、ときには三カ月近くも不安定な状況に置かれていたのである。まことに異常な事態といわねばならない。

(八) 明治十七年改正規則の意味するもの

ところが、ここにこの異常な事態を切り崩す事態が起つたのである。伊丹小学校日誌明治十七年四月一日の条は次のように記している。

本日より入学日ニ候得共釜井義役場用非常多忙ニ付戸長より入学ノ義七日迄延引ノ沙汰有之、其后又々談之上春期入学一ヶ月延シ五月一日より十五日マテニ相成ル、此義前定期試験済之上ト決定、門前へ揭示ス

釜井清兵衛は戸長役場の書記、又文房具商でもある。当時戸長役場は小学校に同居していたから、小学校の事務員をも兼ねていた。伊丹小学校日誌も彼の手になったものと考えられる。その小学校事務員が多忙だからとて、入学日を一カ月も遅らせるとは異常である。すでに異常を異常と感じさせない事態、すなわち入学あるいは学期の開始が事実上五月一日以降であったという事態が長く続いていたのであろう。現に表5に見られるように、明治十六年においても、すでに、前定期試験後に「五月七日 本日より開校」、後定期試験後に「十一月五日 本日より授業初メ」とある。「入学月」は四月・十月であっても「授業始め」は定期試験終了後の五月・十一月が既成事実として定着している。したがって逆

に入学日を五月に改めることによって、事態はスムーズになる。さきにあげた明治十六年三月制定の「川辺郡町村立小学校規則」の第二章第二条の規定も、まさにこのような状況を想定してつくられたものであったといえよう。

入学日を五月に延ばせば、遅れていた前定期試験は四月二十六日から三日間、二十八日には完了するから、もはや遅れたことにはならない。五月一日から毎日何人かずつ新入生がやって来る。残った全科卒業試験は五月二十八日である。伊丹・大鹿・猪名野・蘊徳・川東・御園の六校連合の試験であるが、伊丹校の受験生は中等一級が五名、初等一級が二二名の計二七名にすぎない。入学日を五月と変更することによって、異常事態を異常でなくしたのである。

しかし、これだけなら驚くに値しない。これを追いかけるようにして、十七年九月、全く新しい粧をもった兵庫県小学校規則が制定公布されたのである。すでに(三)で紹介したが、念のため再度ここに引用する。学年・学期の開始についての規則は

第七条 学年ハ十一月一日ニ始マリ翌年十月三十一日ニ終ル、之ヲ分チテ前後ノ二学期トス、前学期ハ十一月一日ニ始マリ翌年四月三十日ニ終リ、後学期ハ五月一日ニ始マリ十月三十一日ニ終ル

とあった。伊丹小学校のとった措置が県によって追認されたのである。県という公権力が、異常事態に対して、規則を変えることによって、異常事態を異常でなくしてしまったのである。

『文部省第十二年報』所収の兵庫県学事報告には、この規則改正の理由について次の如く記している。

小学校教則ハ綱領ニ従ヒ十五年一月改正施行セシト雖モ、教科用書及学科程度ニ於テ不充分ナル所アリ、本年九月、更ニ小学校規則(教則・諸則・試験法)ヲ発シ、前教則ヲ改メタリ、而シテ改正事項ノ重ナルモノハ、学期ヲ一定セシ事(改正前ハ従来ノ慣習ヲ採リ、各郡区トモニ異同アリ)、農業ヲ中等科ニ引下ケシコト(土地ノ情況ニ依リ認可ヲ經テ工商業ニ換ユルヲ得)、作文用書ヲ規定シ、其他不適當ノ教科書ヲ変更セシコト、諸則ヲ規定セシコト等ナリ

と、私は県下の学校の学期にどの程度の異同があったか確かめていないが、この異同を統一するにあたって、このスケジュールの狂いという異常事態に合わせる方向において統一したものであることは間違いないであろう。事実、この九月以降の試験を見るに、後定期試験は十月二十七日で文句なしに正常であり、全科試験は十一月十四日であるが、先の城南小学校倉賀野胤正の語る如く、全科試験の翌日から授業を開始すれ

ば、わずか一五日の遅れですむわけで、十一月始業であることには相違ないのである。

しかし、この画期的な兵庫県小学校規則もわずか二年余で消滅する。明治十九年四月十日、小学校令が公布されたからである。中央集権の全国画一的な小学校教育が行われることになった。教則も文部大臣の定める「小学校ノ学科及其程度」に依ることになったから、忠孝彝倫をうたった兵庫県の教則も一ぺんに消えてしまった。学制以来続いた六カ月一級制は廃止され、四月始業の学年制となった。これらは明治二十年四月から実施されたが、試験制度は、年五回の小試験と年度末の大試験とに整理された。小試験の実施は五月・七月・十月・十二月・二月の各月末であったから、今日世上一般の常識となっている各学期の中間考査・期末考査に該当するものであった。

したがって明治二十年以降の伊丹小学校日誌を見ても、もはや従来のようなスケジュールの乱れはない。⁽²⁰⁾ 小学校令は以上見てきたような地方における学校運営上の乱れを正す役割をももったものだったといえよう。

おわりに

以上、主として兵庫県川辺郡の史料にもとづき、明治前期の小学校の試験制度について、末端の教育現場における実態を明らかにした。そこに見られたものは、試験を中心とする年間スケジュールの大幅な狂いであり、その異常な事態が日常化している姿であった。しかも、これを是正する方向とは反対に、この狂った事態に合わせて学年・学期の開始時期を変更しようとしたのが、明治十七年の改正規則であったと考えるに至った時、その驚きは大きかった。何故なら、これまでこの改正規則については、その中にしばしば登場する「忠孝彝倫」に眼を奪われて、これを幼学綱要の下付との関係という面からのみ見ていたからであった。

教育令(改正教育令をも含めて)期は、大小区制によって一旦消えた古来の「郡」が、郡区町村編制法(明治十一年七月)によって行政単位として復活し、郡長が置かれるようになって以来、教育行政の末端における郡長の権限はきわめて大きかった。郡の達は、その発令者が郡長であれ郡役所庶務掛あるいは学務掛であれ、直接に「某小学校御中」「某校教員御中」あるいは「某校学務委員御中」と教育現場に令達⁽²¹⁾されている。末端の教育行政を掌握していたのが町村の戸長ではなく、郡長であったことを物語っている。

その郡長が郡内の教育現場を掌握するには、郡の広さはまことに手頃であった。郡内小学校の数は、川辺郡の場合、明治十五年で四一校、同

十七年で三六校、充分掌握可能な数である。他の郡でも似たような数である。そして教育行政の実績をあげるもつとも効果的な方法は、定期試験と全科試験とをもつとも重大な行事として、これに臨監することであった(県からの臨監は、教育令期には原則として全科試験だけであった)。郡吏はこれら試験のたびに、全試験場を巡回できるよう綿密な日程を組み、洩れなく臨監することを何よりも優先して実行したのである。

それ故、伊丹小学校の場合のように、県官が予定の日に不都合が生じて、代理派遣とか臨監を省略して試験を実施するということはせず、試験を一日遅らせたのである。創立以来最初の下等全科試験であり、ひきつづいて最初の下等全科卒業証書授与式が行われる記念すべき行事の日である。

したがって各小学校では、郡から指示された春秋二期の定期と全科の両試験の日程に合わせて年間行事予定を組まねばならなかった。郡吏の巡回は定期試験で約一カ月、全科試験で半月かかるのであったから、学校によって生ずるのは当然であった。

以上のことを考える時、教育行政の末端にあって、教育現場にかくも大きな影響を与える郡の機能について、あらためて考察を加えなければならぬであろう。それは今後の課題としてとり組んでいきたい。

注

(1) 兵庫県では、開明的官僚として知られた県令神田孝平は、学制実施についても当時の民情を察して決してこれを強行することはなかった。この神田の方針を、明治八年の督学局年報に記載された第三大学区巡視功程の兵庫県に関する報告書は

本県教育ノ業ハ悉ク之ヲ区内人民ノ協議ニ任セ、県庁敢テ関渉スルナシト(中略)蓋シ県令神田氏ハ教育ヲ以テ人民自己ノ業タルヲ了知センメン為メ、務メテ各般ノ事務ヲ人民ニ負担セシム

(『文部省第三年報』六六ページ)

と報じている。このような方針であったから、神田はついに兵庫県令在任中には兵庫県の小学教則も制定することなく、小学区もついに画定するに至らなかった。明治九年九月、神田が元老院議員として東京に去ったあと、いわゆる第三次兵庫県の権令となったのが、神田とは全く対照的な典型的官僚森岡昌純であった。その森岡が着任早々教育会議を開いて、「兵庫県小学校教則」および「兵庫県上下等小学試業法」を制定し、小学区もはじめて画定(明治十年十二月)するにいたったのである。拙稿「明治前期における学区の変遷——とくに兵庫県川辺郡の学区について——」(『地域史研究』七〇号)

(2) 「月次」は伊丹小学校日誌には「月並試験」と書いたところもあるから、古来の「月次祭」と同様に「つきなみ」と読んでいたことが判明する。

(3) 倉沢剛『小学校の歴史』七一―七二ページ。

(4) 小西新右衛門文書、拙編『伊丹教育史料―明治前期川辺郡教育関係資料―』(以下『伊丹教育史料』と略記する)一七―一八ページ所収。

(5) この「小学規則」は、『大阪府教育百年史 第二卷 史料編(1)』には年次が記されていないが、大森久治『明治の小学校―学制から小学校令までの地方

教育―』には、これを明治五年五月制定のものとしている(同書三九ページ)。

(6) この第十二章はいささか補足を要する文章である。『大阪府教育百年史 第一巻』における解説では、この条文を現代口語に置き換えただけで解説になっていないし、前掲『明治の小学校』はこれを避けて通っているので、ここで説明を加えておきたい。当時大阪府下の小学校数を七〇数校と見て、これを九組に分ける。一組八〜九校となる。小試験を行うのは毎月上・中・下旬のそれぞれ三・五・八の日の都合九回であり、この九回の試験日に、さきの九組が一日一組ずつ割当てられるのである。故に「一月ニシテ七十余校」の試験が終ることになる。したがって毎校月一回小試験を受けるのであるが、大試験の行われる春秋二回の月は小試験を行わないので「毎校年中十回ノ試験を遂グ」となるのである。

(7) 『伊丹市史 第三巻』一一二ページでは、伊丹小学校下等全科の最初の卒業を「明治十年四月のことであった」と書いたが、この四月は定期試験の月であり、全科試験の実施は五月十五日であることが判明したので(本稿二三六ページ参照)、この際「明治十五年五月のことであった」と訂正しておくたい。

(8) 「補助員授業生」については拙稿「明治前期の小学教員―とくに補助員授業生について―」(『大手前女子大学論集 第9号』)参照。

(9) 幼学綱要の下付は、兵庫県では明治十七年十月十六日に神戸区に下付されたのが初めて、摂津の各小学校では同年内に、播磨ではやや遅れて翌十八年となっている。拙稿「明治十年代の小学校―兵庫県事検閲を中心に―」(『地域研究いたみ』12号)参照。

(10) 拙稿「地方教育史上の諸問題―とくに小学教則の制定をめぐる―」(『兵庫史学』第64号)。

(11) 『伊丹教育史料』二一七ページおよび二三四ページ。ところでこの当時伊丹小学校は、本文二三七ページに示すように、四月始業・学年制の独自の教則を採用していたから、本来ならば入学期日は四月のみでよい筈であるが、旧慣は捨て難かったのであろうか、十月にも入学生を受入れている。

(12) 大江島自治会所蔵文書。姫路市史編集室の収集史料である。これの利用を許された大江島自治会ならびに姫路市史編集室に謝意を表す。

(13) 牧野自治会所蔵文書。前掲史料同様姫路市史編集室の収集史料である。

(14) 隣接校二〜四校で組合となり、月次試験に際しては「問題ハ共議ノ上其隣校ヨリ発スベシ」「当日ハ主坐教員名立会ベシ」と規定されている。

(15) 明治十九年は伊丹小学校日誌が欠けているが、『兵庫県教育雑報』第五五号(国立公文書館内閣文書所蔵)には、明治十九年二月の記事として、

○生徒競進会 川辺郡小学生徒競進会第一番学区ハ二月廿四日尼崎小学校ニ、第二番学区ハ二月廿五日伊丹小学校ニ、第三番学区ハ二月廿七日広根小学校ニ於テ開設セリ

とあって、十七年の改正規則が十九年二月になってはじめて実施されたこと、しかも、これは「全郡一体」のものではなく、但し書きの「時宜ニヨリ全郡ヲ三部ニ分チ開会スルコトアルヘシ」によるものであったことが判明する。

(16) 『兵庫県教育雑報』第一五号(伊丹市立博物館所蔵)には

○小学生徒比較試験規則 揖西郡生徒徒比較試験規則同ハ七月十五日、揖東郡同規則同ハ七月十七日指令相成リタリ

とあるのみであるが、姫路市史編集室収集の大江島自治会所蔵文書中に年次不明の「揖東郡小学生徒競業会則」なるものがあり、これが「七月十七日指令相成リタリ」に該当するものであろうことが判明する。

明治前期における小学校の試験

明治前期における小学校の試験

- (17) 『兵庫県教育雑報』第二三号は国立公文書館内閣文庫所蔵、第二四号は伊丹市立博物館所蔵である。
- (18) 伊丹小学校は、伊丹の酒造家小西新右衛門が県令神田孝平の慫慂によって、私財を投じて小学校貸附会社をおこし、その利金を基金として設立した私立学校であった(『伊丹市史第三巻』)。
- (19) 『飾東郡学事月報』第一号、明治十七年一月 飾東郡役所学務課刊、故古家実三旧蔵文書。
- (20) 明治十五、六年頃にはなほなく展開した比較試験も、当時の試験日程の過密化によって、実際にはさほどひんぱんには行なわれていない。むしろ十九年の小学校令以後、二十年代に入って、学校における試験の回数が減ったことによって、却って比較試験が盛んになったようである。
- (21) 改正教育令以後は、学務委員の中に戸長が加わっているのが、学校の設置廃止とか教員の人事のように戸長の権限に係わりのある達の場合には、とくに「戸長学務委員 御中」と並記している。

(補注) なお、伊丹小学校日誌における試験関係記事については『地域研究いたみ』第十六号(伊丹市立博物館刊)所載の下久保恵子「史料紹介 明治前期の小学校と試験―伊丹小学校日誌より―」を参照されたい。

’86・2・2 脱稿
7・27 補筆修正